

宮崎県中小企業融資制度 経営力強化貸付

令和8年4月1日改正

宮崎県では、物価高騰等の環境の変化に対して、中小企業者の**経営力を強化**するために、中小企業者が金融機関等から**事業計画の策定支援**や**継続的な経営支援**を受けることができる「**経営力強化貸付**」を設けています。

融資を希望される方は、**お取引のある又は最寄りの取扱金融機関**（裏面記載）にご相談ください。

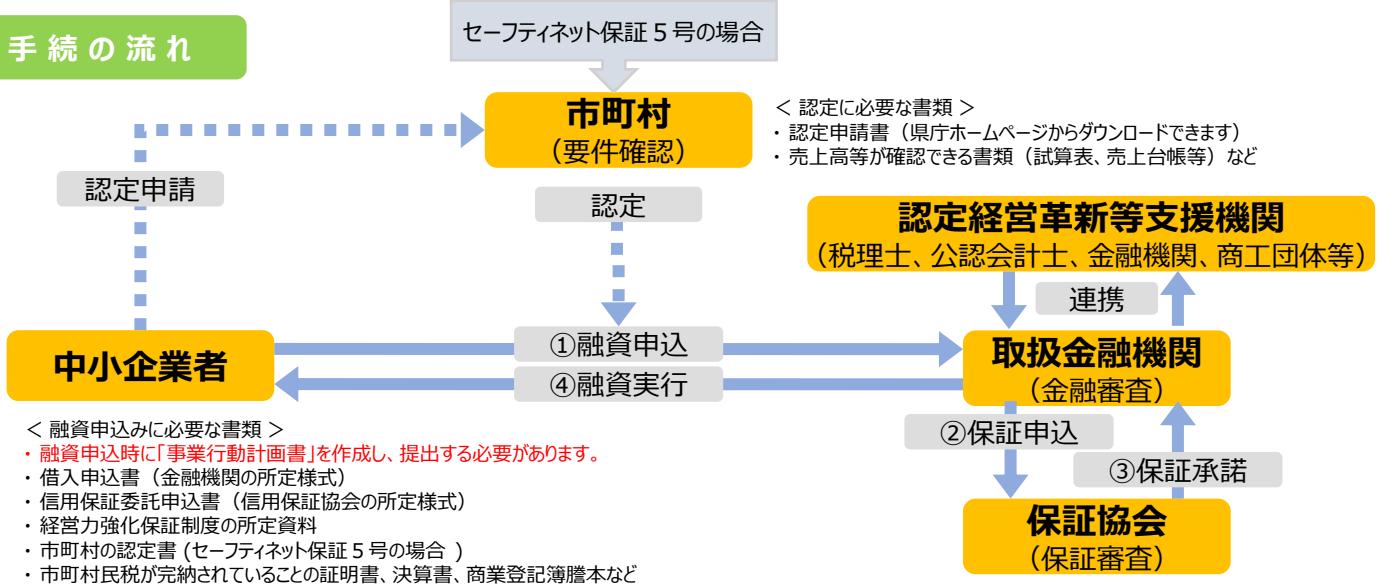
経営力強化貸付

保証区分	①セーフティネット保証5号	②一般保証
融資対象者 (注1、2)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し計画の実行や進捗の報告を行う中小企業者等	
	+	
	セーフティネット保証5号認定 (注3) (売上高▲5%以上、原油高で一定の影響あり 又は利益率▲20%以上)	
融資限度額 (注4)	設備：5,000万円 (組合8,000万円)	
	運転：5,000万円 (組合8,000万円)	
融資期間	設備：7年以内 (うち据置期間1年以内) 運転：5年以内 (うち据置期間1年以内) ※借換資金は10年以内	
融資利率	年1.3%～1.8%	
保証料率	年0.25%	年0.4%～1.05% (注5)
その他	担保：必要に応じて要 保証人：法人 必要に応じて要 / 個人 原則不要 ○ 事業行動計画書の作成 (※申込者が作成する必要があります) ○ 金融機関の継続的な伴走支援 5年間に渡り、四半期毎の状況報告が必要 です。例外あり。	

- (注1) 保証区分①のセーフティネット保証認定については、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。
なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは裏面記載の市町村窓口にお尋ねください。(裏面記載)
- (注2) 創業6月未満の中小企業者については、前年同月を最近1か月間を含む最近3か月間と読み替えるなど、運用緩和要件があります。
- (注3) セーフティネット保証5号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
- (注4) セーフティネット保証5号認定に伴う融資の資金用途については、**新型コロナウイルス感染症対応資金や経営支援貸付(コロナ対応借換型)**等に係る既往借入金を借り換える場合に限ります。
- (注5) 貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定をできない場合の保証料率は0.6%となります。

裏面もあります。

手続の流れ



フォローアップ等

⇒事業者の皆様は、融資後5年間、四半期に1回（又は年に1回）事業行動計画の
実行状況を金融機関へ報告する必要があります。



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫
高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

市町村の認定窓口

宮崎市	産業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	まちづくり推進課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	まちづくり推進課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1207
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717